

「広沢中学校いじめ防止基本方針」

桐生市立広沢中学校
平成26年3月策定
平成27年4月改訂
平成28年4月改訂

1 いじめ防止等のための取組に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとし、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることをねらいとしていじめの防止等のための対策を行います。

○いじめの未然防止について

広沢中学校のすべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につながると考えます。

○いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われる場合もあります。ささいな兆候であっても、いじめではないのかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知しようとする、また、生徒が相談しやすい雰囲気や環境をつくっていくことでいじめの早期発見につながると考えます。

○いじめの早期解消について

いじめが発見された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うことで早期解消につながると考えます。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 組織の構成員等

○「広沢中学校いじめ防止対策委員会」構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭

※必要に応じて、スクールカウンセラー、教育相談員、担任、部活動顧問、各学年生徒指導担当、各学年教育相談担当、スクールカウンセラースーパーバイザーなどを構成員に加えます。

※週1回開催する生徒指導委員会（校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭）、教育相談部会（校長、教頭、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員）を下部組織として位置づけます。

(2) 活動の概要

○「広沢中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な指導計画を作成し、実行・検証・修正を行います。

- いじめ相談の窓口になり、家庭・地域への周知を図ります。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行います。
- いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行います。
- 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識しなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応します。
- 必要に応じて関係機関と連携した対応を迅速に進めます。
- 毎月実施する「学校生活アンケート」の分析と保管（卒業後5年間）を行います。
- 生徒会によるいじめ防止活動を行います。
- 生徒指導委員会（毎週1回開催予定）やいじめ防止対策委員会においていじめの現状と対策、防止対策等、指導方針や内容について、対応等検討いたします。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

- 広沢中学校 いじめ防止に関する計画を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行います。
- 日々の授業や道徳教育を充実させることで、生徒の充実感、達成感や「豊かな心」の育成につなげ、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めます。

1 学期

- いじめ防止対策委員会にて情報交換と個々の案件に対する対応方針の策定
- いじめ防止に関する年間指導計画の共通理解
- 保護者や生徒がいじめ防止フォーラムへの参加やいじめ防止活動の実施（生徒会）
- 学校生活アンケートの実施と結果分析を踏まえた対応

2 学期

- いじめ防止対策委員会にて情報交換と個々の案件に対する対応方針の策定
- 校長による人権講話
- いじめ防止活動の実施（生徒会）
- 学校生活アンケートの実施と結果分析を踏まえた対応

3 学期

- いじめ防止子ども会議への参加
- いじめ防止対策委員会にて情報交換と個々の案件に対する対応方針の策定
- いじめ防止活動の実施と振り返り（生徒会）
- 学校生活アンケートの実施と結果分析を踏まえた対応

(2) いじめの早期発見のための取組

- 教職員は普段からカウンセリングマインドで生徒と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

- いじめを早期に発見するために、生徒の変化に気づいたり、気づいた情報を確実に共有する方法などについて考え、実践します。
- 普段から子どもの生活を把握するための「学校生活アンケート」を実施するとともに定期的に個人面接等を実施します。
- スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整えます。
- 生徒指導委員会や教育相談部会でも、いじめの未然防止、早期発見の視点から情報交換や対応等について検討し組織的に取り組みます。

(3) いじめ早期解消のための取組

- いじめが発見された場合には、「広沢中学校いじめ防止対策委員会」で対応します。
- 措置を行う際は、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に対応すること、教育的配慮のもとでケアや指導を行うことなどについて配慮します。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行います。

(4) 重大事態発生時の対応

- 「広沢中学校いじめ緊急対応マニュアル」ならびに市教委をはじめとする関係機関と連携をとるとともに、「広沢中学校いじめ防止対策委員会」を中心として校内組織で迅速かつ適切に対応します。

4 関係機関との連携

- (1) 深刻ないじめの場合、市教委、警察、児童相談所、医療機関等と連携して、いじめの早期解消を図ります。
- (2) 深刻な事案が発生したときの連携を容易にするために、各機関とは日頃からの連携を深めます。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針を相談したい。	市教委学校教育課教育支援係
・指導方針について相談したい。 ・生徒や保護者への対応を相談したい。	総合教育センターいじめ相談室
・いじめによる暴行、傷害等の刑事事件が発生している。	児相、警察、青少年センター
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関、こころの健康センター
・いじめられた生徒、いじめた生徒への福祉的、心理的支援について。	児相、市福祉課、市子育て支援課

4 保護者との連携

(1) いじめられている生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭へ連絡確認し、家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝えます。

○学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝えます。また、今後の対応の方針について具体的に示します。

○対応経過を伝え、生徒の様子等についての情報を保護者から伺います。

(2) いじめている生徒の保護者との連携

○事情聴取後、家庭訪問等により、事実経過を伝え、事実の確認をします。

○相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。

○指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。

○誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝えます。

○保護者が学校からの事実説明や対応に納得できない場合は、あらためて事実確認、学校の指導方針等示し、理解を求めます。

(3) 保護者との日常的な連携

○いじめが発見されたときだけでなく、平素より保護者との連携を図り、いじめ防止のための取組をします。

(4) 評価の実施

○「学校評価」の羅針盤に、いじめ防止の取組にかかわる評価項目を設け、生徒・保護者・教職員・第三者による評価や意見を分析することを通して、取組の随時改善に努めます。